

重要

平成 29 年 7 月 19 日

大型車両・特殊車両ご利用の組合員様 各位

流通経済協同組合
代表理事 高野 理恵
東京都中野区本町 2-54-13
黒須ビル 201

車両制限令違反取締強化に伴う社内体制再確認のお願い

拝啓 時下ますますご清栄のことと拝察申し上げます。
平素は格別なご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 29 年 4 月より車両制限令違反に係る道路事業者等による取締り及びペナルティが従来比、特段に厳しくなっております。

道路管理当局、道路事業者は当該取締りを不退転の決意をもって実行するとのことであります。

「詳細型説明書」等は道路事業者のホームページにて閲覧等できますのでご参照ください。

当該新制度では、複数の組合員が所定の期間内に違反行為を発生させた場合には、組合員全体の割引が停止されることになっております。従来も同様な制度はありましたが、所定期間が従来は 3 ヶ月であったものが 2 年間に延長され、違反に対する点数も従来より厳しいものになっております。

これは、組合員の違反行為が長期間にわたり、組合としての違反として累積されることを意味しています。従いまして、全組合員が同時に全割引を失うというリスクは格段に高まっているといえます。

御社におかれましては、既に社内体制強化に取り組んでおられることと思っておりますが、ことの重大性に鑑み、今一度、「絶対に車両制限令違反を発生させない体制」になっているかをご確認ください。又、万が一、当該違反が発生した場合は御社トップ等から当組宛直ちに報告をお願いいたします。

敬具